

東金市会計年度任用職員採用選考 受 験 案 内

<受付期間>

令和8年1月26日（月）～令和8年2月4日（水）【郵送の場合消印有効】

（お問い合わせ）
東金市都市建設部建設課

郵便番号 283 - 8511
東金市東岩崎1番地1
東金市役所第2庁舎2階
電 話 0475-50-1145
FAX 0475-50-1298

東金市では、道路（市道）、水路、側溝等の道路付帯構造物及びカーブミラー等の交通安全施設の維持管理を行っております。

これらの維持管理に係る作業、市が管理する道路の認定内容の問い合わせ、排水や工事の許可申請に関する受付等の事務補助員を募集します。

1 職種、採用予定人員及び職務内容

職種	採用予定人員	職務内容
事務補助員	1名	道路の維持管理に係る作業（屋外）、パソコン（エクセル及びワード）による各種情報入力、製図（CAD）、申請受付台帳の記入、窓口・電話対応（道路台帳システムを利用した市道認定確認、道路損傷等の通報受付）、書類整理

2 勤務条件

地方公務員法の適用を受ける一般職の非常勤職員である会計年度任用職員（パートタイム）としての採用となります（労働契約とは異なります。）。

- ・ 職 種 事務補助員
- ・ 業務内容 （雇入れ直後）上記職務内容のとおり
（変更の範囲）なし
- ・ 任 期 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- ・ 勤務時間 週18時間（6時間×3日） 午前9時から午後4時まで

曜日は別途調整

- ・ 時間外勤務 ありません。
- ・ 勤務場所 (雇入れ直後) 東金市役所 本庁舎 (東金市東岩崎 1 番地 1)
(変更の範囲) なし
- ・ 報酬 1, 258 円～1, 290 円
(月額 90, 576 円～92, 880 円※月を 4 週として記載)
※令和 8 年 4 月時点の予定額です。

前歴の職務経験に応じ時間額の範囲内で加算がある場合があります。

- ・ 費用弁償 通勤・出張に係る交通費用相当額が支給されます。
- ・ 報酬支給日 月末締め、原則翌月 15 日払い (口座振込)
- ・ 期末手当 支給されます (支給要件あり。)
6 月期 1, 2625 月分 12 月期 1, 2625 月分
在職期間に応じた支給割合となります。
なお、期末手当の支給に当たっては、異なる地方公共団体での勤務期間及び勤務時間は通算しません。
- ・ 勤勉手当 支給されます (支給要件あり。)
6 月期 1, 0625 月分 12 月期 1, 0625 月分
期間率に応じた支給割合となります。
なお、勤勉手当の支給に当たっては、異なる地方公共団体での勤務期間及び勤務時間は通算しません。
- ・ 退職手当 支給されません。
- ・ 休憩時間 正午から午後 1 時まで
- ・ 休日等 毎週土・日、祝日及び年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日まで)
- ・ 休暇等 年次有給休暇、特別休暇 (産前・産後、保育時間、子の看護、忌引等)、育児休業等
- ・ 社会保険 加入しません。
- ・ 雇用保険 加入しません。
- ・ 災害補償 非常勤職員の公務災害補償制度が適用されます。
- ・ 服 務 地方公務員法が適用されます。

(服務の根本基準、服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)

※パートタイム会計年度任用職員は「営利企業への従事等の制限」の対象ではありませんが、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律が適用となることに留意ください。

- ・分限 分限処分の対象となります。
- ・懲戒 懲戒処分の対象となります。
- ・その他
 - ・ 任期が満了した場合には当然に退職します。
 - ・ 地方公務員法の規定により、採用後1月間は条件付での採用となります。再度の採用となった場合も、同様です（採用後1月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで条件付採用期間が延長されます。）。
 - ・ 勤務実績に基づく能力の実証により再度の採用を行うことができるのは、原則2回（当初の採用から原則3年）までです。
 - ・ 給与及び費用の弁償は、「東金市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の定めるところにより支給されます。（任期中に給与改定が行われた場合は、その定めるところにより支給されます。）。
 - ・ パートタイム会計年度任用職員とフルタイム会計年度任用職員の区別に当たっては、異なる任命権者の下での勤務時間は通算しません。

注 勤務条件について、採用選考以降・採用後に関係予算、条例、規則等の制定・改廃が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

3 応募方法

（1）応募に必要な書類

ア 受験申込書（指定様式）

（2）方法

ア 郵送の場合

- ・ 受験申込書（指定様式）に必要事項を全て記入して封筒に入れ、**特定記録郵便**で東金市都市建設部建設課管理係へ郵送してください。
また、封筒の表に「選考申込」と朱書きし、裏に住所及び氏名を必ず記載してください。
- ・ 受付期間は、令和8年1月26日（月）から令和8年2月4日（水）（消印有効）までです。

イ 持参の場合

- ・ 受験申込書（指定様式）に必要事項を全て記入し、東金市都市建設部建設課管理係（市役所第2庁舎2階）へ直接持参してください。

また、封筒の表に「選考申込」と朱書きし、裏に住所及び氏名を必ず記載してください。

- 受付期間は、令和8年1月26日（月）から令和8年2月4日（水）までです（土、日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）。

4 受験申込書（指定様式）の入手方法

窓口	場所：東金市都市建設部建設課管理係（土、日、祝日を除く。）。 電話：0475-50-1145 時間：午前9時から午後5時まで
郵送	封筒の表に「会計年度任用職員採用選考受験案内請求」と朱書きし、返信用封筒（角形2号、140円切手を添付）を同封の上、東金市都市建設部建設課管理係に郵送してください。
ダウンロード	東金市ホームページからダウンロード（建設課）。 HPアドレス https://www.city.togane.chiba.jp/soshiki/9-1-0-0-0_4.html

5 受験資格

次の全ての要件を満たす者が受験できます。

(1) 令和8年4月1日から勤務することができる者

(2) 地方公務員法第16条に該当しない者

※地方公務員法第16条に定める欠格条項

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 東金市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）も欠格条項に該当します。

6 選考方法

(1) 第1次選考

提出された書類（受験申込書（指定様式））による書類選考

第1次選考の合格者は、提出された書類（受験申込書（指定様式））の結果により決定します。

(2) 第2次選考

個別面接選考

第2次選考の合格者（採用内定者）は、第1次選考の結果及び第2次選考（個別面接選考）の結果により決定します。

7 選考結果の通知（第1次・第2次選考共通）

合格、不合格のいずれの場合であっても、受験の申込みをされた本人宛てに選考の結果を書面又は電話により連絡いたします。

また、第1次選考の合格者には、上記の連絡の際に第2次選考の日程等をお伝えします。

なお、選考結果の連絡は、選考の日（書類選考にあっては受付期間の末日）からおおむね2週間以内に行います。

8 採用までの流れ（令和8年4月1日採用）

日 程	時期等
・書類選考（第1次選考）	受付期間 2月4日（水）まで
・第1次選考合格者の決定 ・個別面接選考（第2次選考）の日程の決定・通知	2月5日（木）からおおむね2週間以内
・個別面接選考（第2次選考）の実施	2月中旬～下旬
・採用内定者の決定・通知	3月上旬

・勤務条件承諾書、通勤届等の必要書類の提出の依頼	3月中旬（令和8年度予算成立後）
・提出書類の確認 ・採用の決定	3月下旬
・採用通知書の交付 ・サービスの宣誓	4月1日

9 その他

- （1）選考の途中で、受験資格がないことが明らかになった場合及び受験申込書をはじめとする市への提出書類に虚偽の記載があることが明らかになった場合は、その後の選考を受験できません。これらの場合、棄権と同様に取り扱います。また、合格している場合は、合格を取り消します。
- （2）提出書類は、採用選考及び採用手続に使用します。また、提出書類は返却しません。
- （3）受験に際して市が収集する個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切しません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用します。
- （4）受験する上で、何らかの配慮が必要な場合は、必ず受験申し込み時に御相談ください。

10 お問い合わせ

東金市都市建設部建設課管理係（担当者：廣瀬・松田）

電 話 0475-50-1145

FAX 0475-50-1298

<参考>

・パートタイム会計年度任用職員

1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員の1週間当たりの通常の勤務時間（38時間45分）と比べて短いもの

・フルタイム会計年度任用職員

1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員の1週間当たりの通常の勤務時間（38時間45分）と同一であるもの